

麻薬取扱いの手引

麻薬研究者用

令和5年3月発行

北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課

改訂履歴

令和5年3月 初版発行

目次

I	麻薬研究者手続一覧.....	1
II	麻 薬.....	4
1	麻薬及び向精神薬取締法の目的（法第1条）.....	4
2	麻薬及び向精神薬取締法で使われる主な用語の定義（法第2条）.....	4
3	麻薬の流れ.....	6
	（1）麻薬の製造工程.....	6
	（2）麻薬の流通経路.....	7
III	免 許 関 係.....	8
1	麻薬研究者免許申請（法第2条、法第3条、法第4条）.....	8
2	免許の取扱い.....	8
	（1）免許の資格要件（法第3条第2項第9号、同条第3項）.....	8
	（2）免許申請.....	9
	（3）免許の有効期間（法第5条）.....	9
	（4）免許証の記載事項の変更（法第9条）.....	9
	（5）免許証の再交付（法第10条）.....	10
	（6）免許証の返納（法第8条）.....	10
	（7）業務の廃止（法第7条）.....	10
	（8）麻薬研究施設でなくなった場合の措置（法第36条）.....	10
3	その他.....	11
IV	譲 受 譲 渡 関 係.....	12
1	譲受・譲渡（法第24条、法第26条）.....	12
2	麻薬譲受証・麻薬譲渡証（法第32条）.....	12
V	取 扱 関 係.....	14
1	麻薬の管理・保管.....	14
	（1）麻薬の管理（法第33条第2項）.....	14
	（2）麻薬の保管（法第34条）.....	14
2	麻薬受払簿（法第40条）.....	15
3	麻薬の廃棄（法第29条）.....	19
4	麻薬の事故（法第35条第1項）.....	19
5	麻薬年間受渡届（法第49条）.....	19
VI	立 入 検 査.....	20
VII	質 疑 応 答 集.....	21
VIII	記 載 例.....	24

I 麻薬研究者手続一覧

麻薬研究者の免許を受けようとするとき、また、免許を受けた後の申請・届出は、次のとおりです。書類の提出先は、麻薬研究施設の所在地を所管している保健所となります。

なお、手数料は、本手引発行後に変更となっている場合がありますので、申請・届出前に必ず確認してください。

保健所一覧：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/hokensyo.html>

様式・手数料：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/iry/mayaku/youshiki-mayaku.html>

1 麻薬研究者の免許を受けようとするとき P9

提出書類	備考
麻薬研究者免許申請書	手数料：4,300円 記載例：P25
診断書	発行の日から1か月以内のもの 記載例：P26
履歴書	
研究計画書	研究内容、研究に使用する麻薬の種類及び使用量等を記載すること。
麻薬研究施設設置者の研究同意書	記載例：P27
麻薬保管施設の位置を示す見取図	敷地全体図、麻薬保管施設のあるフロア図、麻薬保管設備の設置場所を示した詳細図面
麻薬保管設備の立体図	麻薬専用の固定した金庫や容易に移動できない金庫（重量金庫など）で、金属製、ダイヤル施錠式、二重扉であること。 施錠箇所を明記し、幅・高さ・奥行きの寸法を記入してください。
麻薬研究施設の概要	

2 免許証の記載事項に変更があったとき P9

提出書類	備考
麻薬研究者免許証記載事項変更届	手数料：2,650円 記載例：P28
麻薬研究者免許証（原本）	紛失した場合は、麻薬研究者免許証再交付申請を併せて行うこと。

*麻薬研究施設を変更または追加する場合は、その施設における次の書類が必要です。

- 1 麻薬研究施設における研究計画書
- 2 麻薬研究施設設置者の研究同意書
- 3 麻薬保管施設の位置を示す見取図
- 4 麻薬保管設備の立体図
- 5 麻薬研究施設の概要

3 紛失、毀損により免許証の再交付を受けたいとき P10

提出書類	備考
麻薬研究者免許証再交付申請	手数料：2,900円 記載例：P29
麻薬研究者免許証（原本）	毀損した場合に限る

4 麻薬に関する研究を廃止したとき P10

提出書類	備考
麻薬研究者業務廃止届	記載例：P30
麻薬研究者免許証（原本）	紛失した場合は、紛失理由書を添付すること。

5 麻薬研究者免許証を返納するとき P10

提出書類	備考
麻薬研究者免許証返納届	記載例：P31
麻薬研究者免許証（原本）	

6 麻薬研究施設でなくなったとき P10

提出書類	備考
免許失効による所有麻薬届	記載例：P32

7 麻薬研究施設でなくなり、その後50日以内に所有麻薬を北海道内の他の麻薬研究施設等の譲渡するとき P10

提出書類	備考
免許失効による麻薬譲渡届	記載例：P33
領収書（写し）	記載例：P34

8 麻薬を廃棄しようとするとき P19

提出書類	備考
麻薬廃棄届	記載例：P35

9 麻薬を滅失、盗取、所在不明、その他の事故があったとき P19

提出書類	備考
麻薬事故届	盗取の場合は、警察署にも届出してください。 記載例：P36

10 前年の 10 月 1 日からその年の 9 月 30 日までの間に譲り受けた麻薬の数量等を報告するとき P19

提出書類	備考
麻薬年間受渡届	届出するに当たり、所管の保健所から提出に係る通知がありますので、その案内に従い提出してください。 記載例：P37

Ⅱ 麻 薬

1 麻薬及び向精神薬取締法の目的（法第1条）

麻薬及び向精神薬取締法は、麻薬及び向精神薬の輸入、輸出、製造、製剤、譲渡し等について必要な取締りを行うとともに、麻薬中毒者について必要な医療を行う等の措置を講ずること等により、麻薬及び向精神薬の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉の増進を図ることを目的としています。

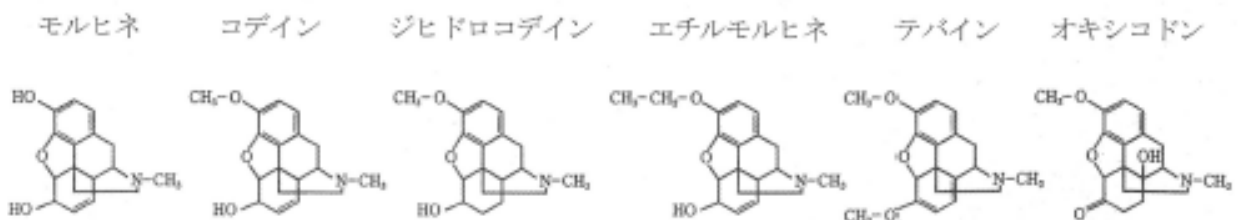
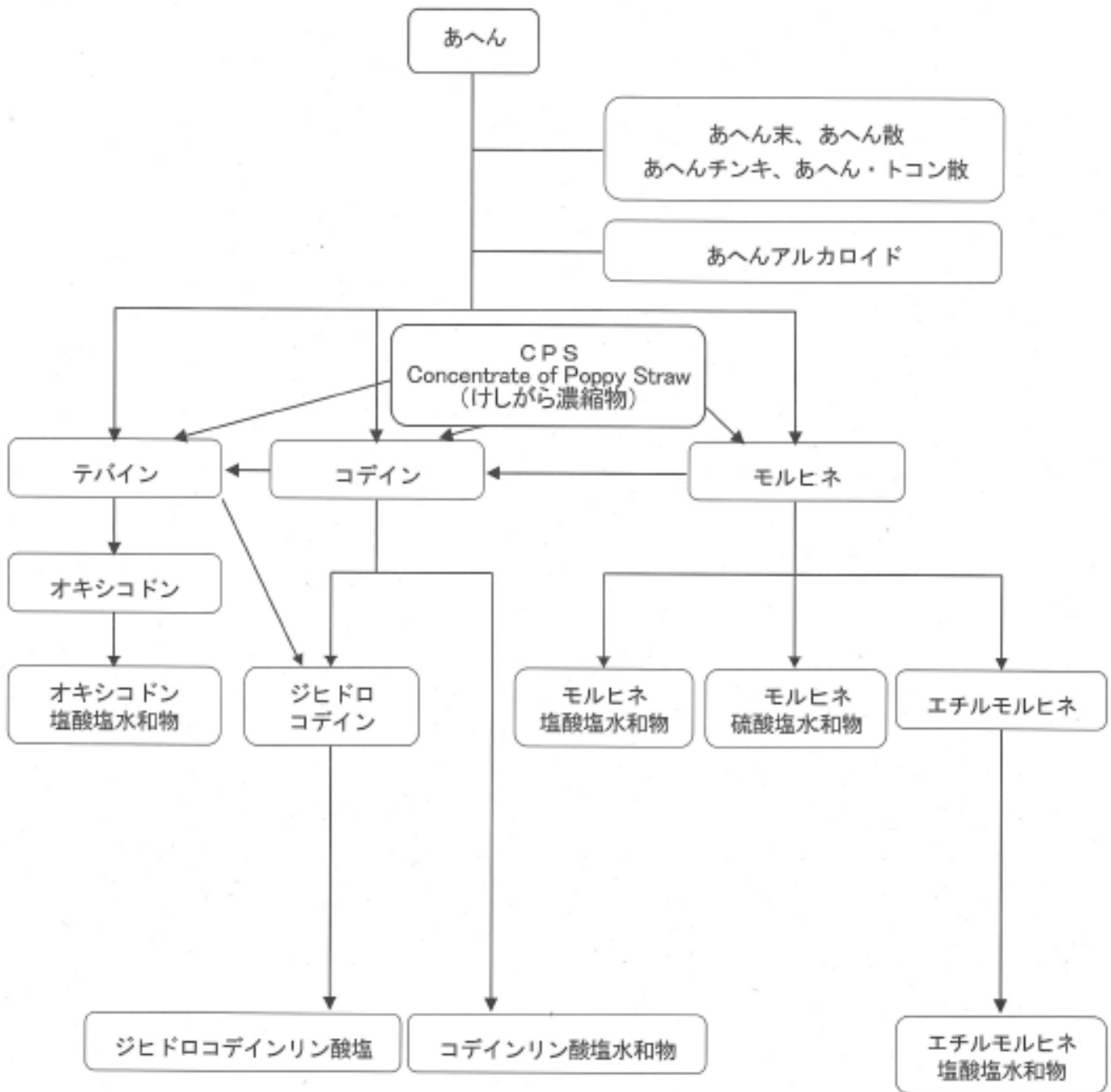
2 麻薬及び向精神薬取締法で使われる主な用語の定義（法第2条）

- (1)麻 薬；別表第1に掲げる物をいう。
- (2)家 庭 麻 薬；千分中十分以下のコデイン、ジヒドロコデイン又はこれらの塩類を含有する物であって、これら以外の麻薬を含有しない物をいう。（依存性が少ないため麻薬から除かれ、製造の段階のみ規制され、その後は一般の医薬品として麻薬及び向精神薬取締法の適用を受けない。）
- (3)麻 薬 取 扱 者；麻薬輸入業者・麻薬輸出業者・麻薬製造業者・麻薬製剤業者・家庭麻薬製造業者・麻薬元卸売業者・麻薬卸売業者・麻薬小売業者・麻薬施用者・麻薬管理者・麻薬研究者をいう。
- (4)麻 薬 営 業 者；麻薬施用者・麻薬管理者・麻薬研究者以外の麻薬取扱者をいう。
- (5)麻薬輸入業者；厚生労働大臣の免許を受けて、麻薬を輸入することを業とする者をいう。
- (6)麻薬輸出業者；厚生労働大臣の免許を受けて、麻薬を輸出することを業とする者をいう。
- (7)麻薬製造業者；厚生労働大臣の免許を受けて、麻薬を製造すること（麻薬を精製すること、及び麻薬に化学的変化を加えて他の麻薬にすることを含む。）を業とする者をいう。
- (8)麻薬製剤業者；厚生労働大臣の免許を受けて、麻薬を製剤すること（麻薬に化学的変化を加えないで他の麻薬にすることをいう。ただし、調剤を除く。）、又は麻薬を小分けすること（他人から譲り受けた麻薬を分割して容器に収めることをいう。）を業とする者をいう。
- (9)家 庭 麻 薬 製 造 業 者；厚生労働大臣の免許を受けて、家庭麻薬を製造することを業とする者をいう。
- (10)麻薬元卸売業者；厚生労働大臣の免許を受けて、麻薬卸売業者に麻薬を譲り渡すことを業とする者をいう。
- (11)麻薬卸売業者；都道府県知事の免許を受けて、麻薬小売業者・麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に麻薬を譲り渡すことを業とする者をいう。
- (12)麻薬小売業者；都道府県知事の免許を受けて、麻薬施用者の麻薬を記載した処方箋により調剤された麻薬を譲り渡すことを業とする者をいう。
- (13)麻 薬 施 用 者；都道府県知事の免許を受けて、疾病の治療の目的で、業務上麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方箋を交付する者をい

う。

- (14)麻 薬 管 理 者；都道府県知事の免許を受けて、麻薬診療施設で施用され、又は施用のため交付される麻薬を業務上管理する者をいう。
- (15)麻 薬 研 究 者；都道府県知事の免許を受けて、学術研究のため、麻薬原料植物を栽培し、麻薬を製造し、又は麻薬、あへん若しくはけしがらを使用する者をいう。
- (16)麻 薬 業 務 所；麻薬取扱者が業務上又は研究上麻薬を取り扱う店舗、製造所、製剤所、薬局、病院、診療所（医療法第5条第1項に規定する医師又は歯科医師の住所を含む。）、飼育動物診療施設（獣医療法第2条第2項に規定する診療施設をいい、同法第7条第1項に規定する往診診療者等の住所を含む。）及び研究施設をいう。ただし、同一の都道府県の区域内にある二以上の病院、診療所若しくは飼育動物診療施設（以下「病院等」という。）又は研究施設で診療又は研究に従事する麻薬施用者又は麻薬研究者については、主として診療又は研究に従事する病院等又は研究施設のみを麻薬業務所とする。
- (17)麻薬診療施設；麻薬施用者が診療に従事する病院等をいう。
- (18)麻薬研究施設；麻薬研究者が研究に従事する研究施設をいう。
- (19)麻 薬 中 毒；麻薬、大麻又はあへんの慢性中毒をいう。
- (20)麻 薬 中 毒 者；麻薬中毒の状態にある者をいう。

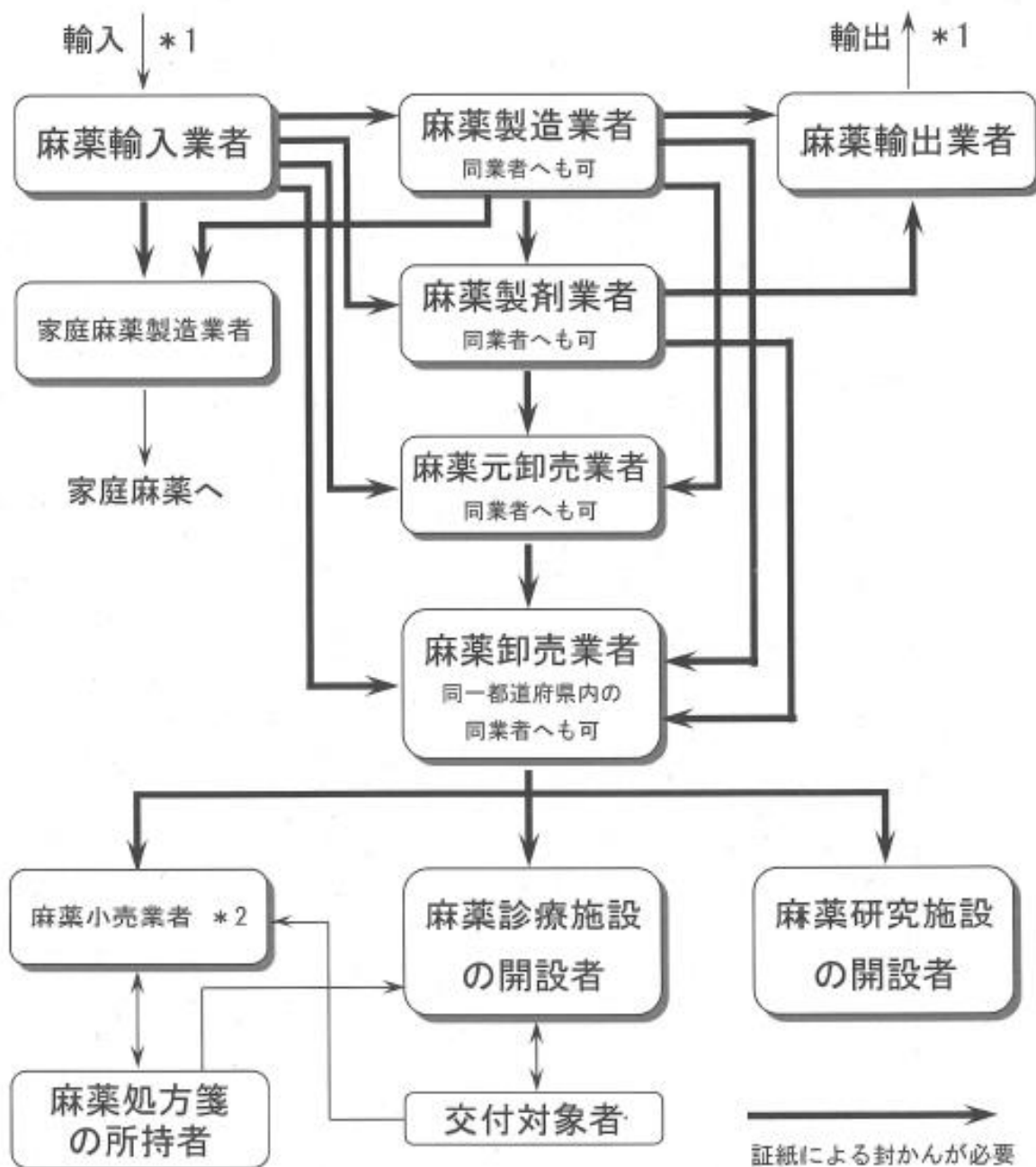
3 麻薬の流れ
 (1) 麻薬の製造工程



麻薬・覚醒剤行政の概況 2022年1月より抜粋

(2) 麻薬の流通経路

- ・これ以外の流通については、法第24条第10項又は第12項による許可が必要である
- ・厚生労働大臣の許可を受ければ、自己の疾病治療目的の携帯輸出入が可能



*1 厚生労働大臣の許可が必要

*2 都道府県知事の許可を受けた場合、同一都道府県内の麻薬小売業者間における譲渡・譲受が可能

注) 参照条文：第13条（輸入）、第17条（輸出）及び第24条～第27条（譲渡、譲受）

麻薬及び向精神薬取締法施行規則 第9条の2（麻薬小売業者間譲渡）

麻薬・覚醒剤行政の概況 2022年1月より抜粋

Ⅲ 免 許 関 係

1 麻薬研究者免許申請（法第2条、法第3条、法第4条）

麻薬研究者とは、「都道府県知事の免許を受けて、学術研究のため、麻薬原料植物を栽培し麻薬を製造し、又は麻薬、あへん若しくはけしがらを使用する者」をいいます。

麻薬研究施設とは、「麻薬研究者が研究に従事する研究施設」をといいます。

麻薬研究者免許を受けた者には、免許証が交付されます。この免許証は、他人に譲り渡したり、貸与したりすることはできません。

- ・麻薬原料植物を栽培する場合は、麻薬研究者免許のほか、厚生労働大臣の許可が必要となります。（法第12条第3項）
- ・麻薬の輸入及び輸出は、麻薬輸入業者及び麻薬輸出業者として厚生労働大臣の免許を受けた者でなければできません。（法第13条、法第17条）
- ・ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬（別名：ヘロイン）は、厚生労働大臣の許可を受けた場合に限り、研究のため、取り扱う（製造、製剤、小分け、譲り渡し、譲り受け、施用、所持、廃棄する）ことができます。（法第12条第1項）
- ・麻薬研究者が2つ以上の研究施設で麻薬の研究を行う場合は、主たる研究施設及び従たる研究施設が、同一免許証に記載されている必要があります。ただし、他都府県の研究施設で麻薬を研究するためには、各都府県の免許が必要です。

2 免許の取扱い

（1）免許の資格要件（法第3条第2項第9号、同条第3項）

麻薬研究者の免許を受けることができる者は、「学術研究上、麻薬原料植物を栽培し、麻薬を製造し、又は麻薬、あへん若しくはけしがらを使用することを必要とする者」に限られます。

【相対的欠格事由】

都道府県知事は、次の①～⑤のいずれかに該当する者に対しては、免許を与えないことができます。

- ① 第51条第1項の規定により免許を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者
- ② 罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者
- ③ 前記①、②に該当する者を除くほか、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、薬剤師法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、医師法、医療法その他薬事若しくは医事に関する法令又はこれらに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者
- ④ 精神の機能の障害により麻薬取扱者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、

判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

⑤ 麻薬中毒者又は覚醒剤の中毒者

(2) 免許申請

麻薬研究者の免許を受けようとする者は、北海道知事あて免許を申請しなければなりません。

【提出書類】

- ・麻薬研究者免許申請書（手数料：4,300円）
- ・診断書
- ・履歴書
- ・研究計画書
- ・麻薬研究施設設置者の研究同意書
- ・麻薬保管施設の位置を示す見取図
- ・麻薬保管設備の立体図
- ・麻薬研究施設の概要

※注意事項は、P1を参照すること。

(3) 免許の有効期間（法第5条）

免許の有効期間は、免許を受けた日から翌々年の12月31日までです（最長3年）。有効期間が満了した後は、新しく免許を受けなければ、麻薬の取扱いができなくなり、麻薬の不法所持等の違反となることもありますので、十分注意してください。

なお、継続して免許を受けようとする場合は、有効期限が満了する前に、その翌年の1月1日からの免許申請をしてください。申請時期は、所管の保健所から案内があります。

(4) 免許証の記載事項の変更（法第9条）

免許証の記載事項に変更が生じたときは、変更が生じた日の翌日から15日以内に「麻薬研究者免許証記載事項変更届」により、北海道知事あて届出しなければなりません。

なお、研究者の住所等が、市町村の合併、分割、地番変更などにより変わる場合には、記載事項変更届の提出の必要はありませんが、住居表示変更に係る証明書を添付することで、免許証の書き換えを行うことができます。（このとき、手数料は不要です。）

【提出書類】

- ・麻薬研究者記載事項変更届
- ・麻薬研究者免許証（原本）

※ 麻薬研究者免許証原本を紛失している場合は、麻薬研究者免許証再交付申請を併せて申請してください。

※ 北海道内で、麻薬研究施設の移転により麻薬研究施設の所在地が変更となった場合には、麻薬研究者記載事項変更届を提出することになります。麻薬研究施設を変更、または追加する場合は、追加する麻薬研究施設における研究計画書、麻薬研究施設設置者の研究同意書、麻薬保管施設の位置を示す見取図、麻薬保管設備の立体図及び麻薬研究施設の概要の添付してください。

※ 移転前の麻薬研究施設において麻薬研究施設の設置者が所有していた麻薬については、旧施設廃止後 50 日以内であれば、新施設の設置者に譲渡することができます（「(8) 麻薬研究施設でなくなった場合の措置」参照）。旧施設と新施設の設置者が同一人であっても、譲渡等の手続きは必要です。

(5) 免許証の再交付（法第 10 条）

免許証を毀損又は亡失したときは、その翌日から 15 日以内に「麻薬研究者免許証再交付申請」により、北海道知事あて申請しなければなりません。

【提出書類】

- ・麻薬研究者免許証再交付申請書
- ・麻薬研究者免許証（毀損の場合）

(6) 免許証の返納（法第 8 条）

免許証を返納するときは、その事由を生じた日の翌日から 15 日以内に「麻薬研究者免許証返納届」により、北海道知事あて届出しなければなりません。

【届出事由】

- ・免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したとき
- ・免許証の有効期限が満了したとき（ただし、期限の切れた翌年の 1 月 15 日までに保健所あて免許証原本を返納した場合、返納届は不要）
- ・法第 51 条第 1 項の規定により、免許を取り消されたとき

【提出書類】

- ・麻薬研究者免許証返納届
- ・麻薬研究者免許証

(7) 業務の廃止（法第 7 条）

免許の有効期間中に免許に係る麻薬研究施設における麻薬に関する研究を廃止したとき、または、麻薬研究者の免許の絶対的要件（法第 3 条第 2 項第 9 号）となる資格を失ったときは、その日の翌日から 15 日以内に「麻薬研究者業務廃止届」により、北海道知事あて届出しなければなりません。

【提出書類】

- ・麻薬研究者業務廃止届
- ・麻薬研究者免許証

(8) 麻薬研究施設でなくなった場合の措置（法第 36 条）

麻薬研究施設の設置者は、研究施設が麻薬研究施設でなくなった場合（麻薬研究者が業務を廃止し、麻薬研究者が一人もいなくなった場合、研究施設を廃止した場合等）は、現に所有する麻薬の品名及び数量を、15 日以内に「免許失効による所有麻薬届」により、北海道知事あて届出なければなりません。

【提出書類】

- ・免許失効による所有麻薬届

※ この届出は、麻薬の所有の有無に関わらず提出してください。
また、このとき所有する麻薬については、麻薬研究施設でなくなってから 50 日以内

に限り、厚生労働大臣の許可を受けずに、北海道内の麻薬営業者（麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者、麻薬元卸売業者、麻薬卸売業者、麻薬小売業者）、麻薬診療施設の開設者又は他の麻薬研究施設の設置者に譲り渡すことができます。この場合は、「免許失効による麻薬譲渡届」により、次の事項を譲り渡した日から 15 日以内に北海道知事あて届出しなければなりません。

ア 譲り渡した麻薬の品名、数量

イ 譲渡年月日

ウ 譲受人の氏名又は名称、住所

なお、麻薬が古い場合や譲渡できない場合は、「麻薬廃棄届」により北海道知事あて事前に届出した上で廃棄してください。

3 その他

次の手続は、北海道厚生局麻薬取締部あて手続が別途必要となります。

- ・麻薬譲渡許可申請（令和元年 9 月 27 日付け薬生監麻発 0927 第 1 号「麻薬研究施設の設置者間における麻薬譲渡に係る許可発出手続の迅速化について」参照）
- ・ジアセチルモルヒネの譲渡許可等に係る手続
- ・麻薬原料植物の栽培許可に係る手続

IV 譲受譲渡関係

1 譲受・譲渡（法第24条、法第26条）

麻薬を譲り受けることができる者は、麻薬研究施設の設置者です。

また、麻薬を譲り受けることができる相手は、北海道内の麻薬卸売業者に限られています。

麻薬の譲受・譲渡を行う場合は、原則、麻薬研究施設内において手渡しによって行ってください。

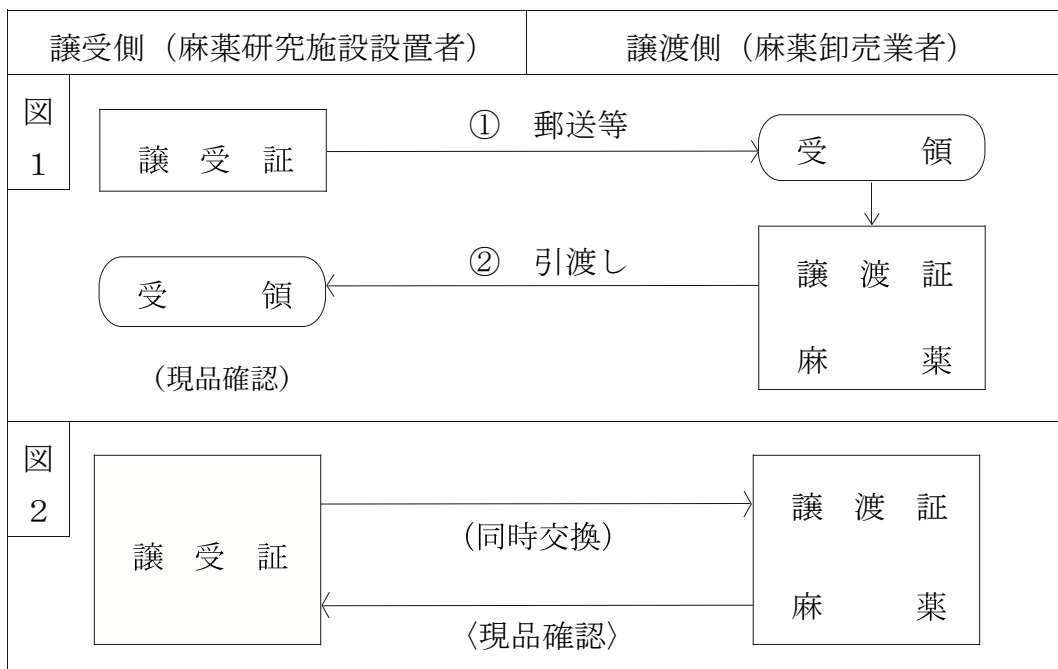
同一開設者が開設する他の麻薬研究施設間であっても、麻薬を譲受け及び譲渡することはできません。また、貸し借りであっても譲受・譲渡となりますので、行うことはできません。

ただし、厚生労働大臣の許可を受けた場合や他の麻薬取扱施設（北海道内に限る。）の廃止に伴う場合（P10「麻薬研究施設でなくなった場合の措置」参照）に限り、譲り受けることが出来ます。

2 麻薬譲受証・麻薬譲渡証（法第32条）

麻薬卸売業者から麻薬を譲り受けるときは、両者で「麻薬譲受証」及び「麻薬譲渡証」の交換が必要です。「麻薬譲受証」及び「麻薬譲渡証」の交換に際しては、次のことに注意してください。

- ・図1のようにあらかじめ「麻薬譲受証」を麻薬卸売業者に交付するか、図2のように麻薬卸売業者が交付する麻薬及び「麻薬譲渡証」と引き換えに「麻薬譲受証」を交付しなければなりません。

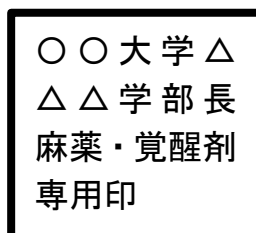
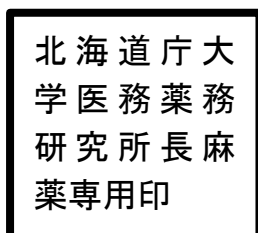


- ・「麻薬譲受証」には、麻薬研究施設の設置者名（設置者が国、地方公共団体、法人の場合には、麻薬研究施設の施設長名）を記載し、設置者（または施設長）の印または設置者（または施設長）の印に準ずる麻薬専用印を作成し、押印してください。
- ・「麻薬譲受証」、「麻薬譲渡証」は、厚生労働省令で定める様式により作成したものを使用してください。
- ・譲受けの際には、「麻薬譲渡証」に記載されている品目、数量、製品番号等と現品が相違ないか、容器に証紙による封かんがなされているか確認してください。
- ・「麻薬譲渡証」は、譲受けの日から2年間保存してください。

麻薬研究施設の設置者は、やむを得ない理由により麻薬譲渡証を紛失・毀損した場合は麻薬譲渡証の再交付を受けてください。

麻薬譲受証は、麻薬研究施設の設置者または研究の責任者において作成してください。麻薬譲受証に印のみ押して麻薬卸売業者に先渡ししておく、いわゆる白紙委任または麻薬卸売業者に譲受証を作成させ、押印のみ行い麻薬卸売業者に持ち帰らせることは行ってはいけません。

※ 麻薬専用の印



V 取扱関係

1 麻薬の管理・保管

(1) 麻薬の管理（法第 33 条第 2 項）

麻薬研究者は、当該麻薬研究施設で、研究のため自己が使用する麻薬について、次の事項を適切に行い、管理しなければなりません。

- ・受入（麻薬研究施設の設置者が、麻薬卸売業者等から譲り受けた後、新たに管理する麻薬、麻薬研究者が製造した麻薬）
- ・払出（麻薬研究者が研究に使用し、または麻薬研究施設の設置者が許可を受けて他の麻薬研究施設の設置者等へ譲渡して管理が離れる麻薬、廃棄や事故等により管理が離れる麻薬）
- ・保管（保管場所での保管、定期的な保管設備の点検、在庫管理等）
- ・保管設備の鍵の管理
- ・法定書類（譲受証、麻薬受払簿等）の作成及び保管
- ・麻薬事故届、麻薬廃棄届、麻薬年間受渡届

(2) 麻薬の保管（法第 34 条）

- ・研究施設内に設置した麻薬専用の固定した金庫や容易に移動できない金庫（重量金庫など）で、金属製、ダイヤル施錠式、二重扉のものに保管してください。
- ・スチール製のロッカー、事務機の引き出し、持ち運び可能な手提げ金庫等は、麻薬の保管庫とはなりません。
- ・保管庫は、施錠のできる室内の人目のつかない場所に設置してください。
- ・麻薬保管設備内の環境整備や品質の適正保持のために必要とされる除湿器、冷蔵設備等の機器を設置しても差し支えありません。
- ・麻薬以外の物（覚醒剤を除く。）と区別して保管してください。麻薬受払簿、現金、書類等は麻薬保管庫内に保管しないでください。
- ・麻薬研究者が野外で使用するため麻薬を所持する場合は、その都度必要最小限の麻薬を持ち出してください。使用しないで持ち帰った麻薬は、直ちに麻薬保管庫に戻してください。自宅に保管したり、かばんに常時麻薬を入れておいたりしてはいけません。
- ・従たる研究施設内には、「主たる麻薬研究施設において研究に使用する麻薬」を保管することはできません。（法第 2 条第 21 号）やむを得ない理由がある場合（主たる麻薬研究施設に研究に必要な分析機器がない場合等）には、研究の都度、従たる麻薬研究施設に持ち込み研究のため使用することは差し支えありませんが、使用後は主たる麻薬研究施設に持ち帰り保管することになります。

※ 異なる研究目的で麻薬を使用する 2 名以上の麻薬研究者がいる研究室等で麻薬を保管する場合、それぞれ別個に施錠できる堅固な保管庫に保管してください。なお、保管庫が 1 個であっても、その保管庫の内部で、施錠できる設備を個々に設ける場合は、差し支えありません。

2 麻薬受払簿（法第 40 条）

麻薬研究者は、麻薬研究施設に麻薬受払簿を備え、次の事項を記載してください。

- ・新たに管理に属し、又は管理を離れた麻薬の品名、数量並びにその年月日
- ・製造し、製剤し、又は研究のため使用した麻薬の品名、数量並びにその年月日
- ・事故の届出をした麻薬の品名及び数量並びにその年月日（備考欄に届出年月日を記載、事故年月日は事故発生日もしくは事故発見日を記載）
- ・廃棄した麻薬の品名、数量及びその年月日（備考欄に廃棄年月日、立会者署名、記名押印）
- ・受払簿を閉鎖したときは、速やかに麻薬研究施設の設置者に引き渡してください。麻薬研究施設の設置者は、受払簿の引き渡しを受けたときは、最終記載の日から2年間、保存してください。

※ 麻薬研究施設に、複数の麻薬研究者がいる場合、各麻薬研究者が、それぞれに麻薬受払簿を作成し、麻薬を管理しなければなりません。

〈受払簿記載上の注意〉

- ・受払簿は品名、剤型、濃度別に口座を設けて記載してください。（原末を溶解して麻薬に該当する標準液等を調整し、一定期間保管する場合も、口座を設けること。）
- ・譲受けや使用等があった都度、記載してください。
- ・譲り受けた場合は、購入先の麻薬卸売業者の名称及び麻薬の製品番号を備考欄に記載してください。
- ・ボールペンやサインペン等の字が消えないもので記載してください。
- ・受払簿の訂正には、訂正すべき事項を二重線等により判読可能なように抹消し、その脇に正しい数字等を記載し、訂正した箇所に当該麻薬研究者の訂正印を押印してください。修正液や修正テープ等は使用しないでください。コンピューター処理により訂正する場合には、訂正年月日、訂正事項及び訂正者が分かるようにしてください。
- ・着脱式（ルーズリーフ等）の受払簿を使用するときはページ番号を付してください。
- ・定期的に受払簿の残量と在庫量の確認を行ってください。

〈記載の方法〉

- ①麻薬の受入年月日は、麻薬譲渡証に記載された年月日としてください。麻薬譲渡証の日付と納品日が異なる場合は、備考欄に実際の納品日を記載してください。この他、備考欄には、譲渡側の麻薬卸売業者の名称・住所、麻薬の製品番号等を記載してください。
- ②麻薬含有液剤の自然減量については、他の職員の立会の下に確認の上、受払簿にその旨を記載し、備考欄に立会者が署名または記名押印してください。
- ③秤量誤差から、受払簿の記載数量と保管麻薬数量との間に差異が生じた場合は、他の職員の立会の下に不正により減少したものではないことを確認の上、受払簿にその旨

記載し、備考欄に立会者が署名または記名押印してください。

・麻薬受払簿の記載例

品名 モルヒネ塩酸塩水和物原末

単位：g

令和●年 月 日	摘要	譲渡証 番号	譲受 数量	譲渡・施用 ・事故数量	残量	備考
10 1	前年度から繰り 越し				12	
10 5	実験で使用			3	9	K-1
10 6	実験で使用			4	5	K-2
10 30	秤量誤差による 訂正				5.05	10月30日秤量誤差による訂正 立会人 立会者 研究員 上川 ○男
11 10	陳旧化のより廃 棄			5.05	0	11月1日麻薬廃棄届提出 立会者 ○×保健所 主査 根室 一夫 専門員 日高 太郎
11 20	○×株式会社札 幌営業所から購 入	220	10		10	製品番号：A10 11月21日納品
12 1	北海道庁大学△ △研究室麻薬研 究施設廃止に伴 う譲受		30		40	製品番号：A15
12 5	試薬調整中の事 故			30	10	12月6日麻薬事故届提出
12 10	所在不明（盗難 の疑い）			10	0	製品番号 12月11日麻薬事故届提出 12月11日△○警察署届出

・バイアルを mL に換算して記載する場合

品名 ケタラール 500mg (10mL)

単位：mL

令和●年 月 日	摘要	譲渡証 番号	譲受 数量	譲渡・施用 ・事故数量	残量	備考
4 20	○×株式会社札幌営業所から購入	224	50		50	AA-0002~AA-0006
4 25	実験で使用			3	47	K-1
5 16	実験で使用			3	44	K-2
9 29	秤量誤差				44.1	9月29日秤量誤差による訂正 立会人 立会者 研究員 上川 ○男

・バイアルを別口座に移して記載する場合

品名 ケタラール 500mg (10mL)

単位：V

令和●年 月 日	摘要	譲渡証 番号	譲受 数量	譲渡・施用 ・事故数量	残量	備考
3 22	○×株式会社札幌営業所から購入		5		5	製品番号：A10
3 23	mL 単位の口座へ移動			1	4	1 V (AA-002)



品名 ケタラール 500mg (10mL)

単位：mL

令和●年 月 日	摘要	譲渡証 番号	譲受 数量	譲渡・施用 ・事故数量	残量	備考
3 23	1 V (AA-002)を転記		10		10	

3 麻薬の廃棄（法第 29 条）

麻薬研究施設の設置者は、変質や汚染等により使用できなくなったり、不要となった麻薬（ジアセチルモルヒネを除く。）を廃棄する場合、あらかじめ「麻薬廃棄届」により、北海道知事あて届け出してください。

その後、保健所職員と廃棄日時を調整し、麻薬研究施設で麻薬の廃棄及び麻薬受払簿へ必要事項の記載を行います。

なお、札幌市保健所管内の麻薬研究施設においては、原則、事前に廃棄日時を調整し、札幌市保健所に廃棄する麻薬を持参することにより、廃棄が完了します。廃棄の予約方法及び持参当日の注意事項は、次のとおりです。

・予約時の注意事項

予約メールアドレス：yakuji@city.sapporo.jp

メールの件名：【麻薬廃棄事前予約】

メール文面記載内容：麻薬研究施設名、施設所在地、持参希望日、廃棄麻薬の数量

・持参時の注意事項

回収日時：毎月第1、第3水曜日 午後1時～午後3時（時間厳守）

持参するもの：廃棄する麻薬、麻薬受払簿、麻薬廃棄届

なお、動物実験で使用した残液等については、麻薬廃棄届を届出する必要はありませんが、麻薬研究者の責任において、他の職員立会のもと、回収できない方法により廃棄し、麻薬受払簿にその旨記載してください。

4 麻薬の事故（法第 35 条第 1 項）

管理している麻薬に滅失、盗取、所在不明、その他の事故（詐取等）の事故があったときは、「麻薬事故届」により、その麻薬の品名、数量、その他の事故の状況を明らかにするための事項を速やかに北海道知事に届出しなければなりません。

なお、盗取の場合は、警察にも届出してください。

5 麻薬年間受渡届（法第 49 条）

毎年 11 月 30 日までに、次の事項を北海道知事に届出しなければなりません。

届出期間中に麻薬の移動がなかった場合や麻薬の所有（在庫）がない場合も届出しなければなりません。

・前年の 10 月 1 日に管理していた麻薬の品名、数量

・前年の 10 月 1 日からその年の 9 月 30 日までの間に新たに管理に属した麻薬及び同期間に製造し、製剤し、又は研究のため使用した麻薬の品名、数量

・その年の 9 月 30 日に管理していた麻薬の品名、数量

VI 立 入 検 査

麻薬及び向精神薬取締法第 50 条の 38 の規定により、関係職員は、随時、麻薬研究施設に立入検査を行います。

- 1 立入検査を行う職員は、身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、提示することになっています。
- 2 この立入検査は、犯罪捜査の目的ではありません。

VII 質 疑 応 答 集

[問－1] 大学等の研究施設内で麻薬の研究を行う場合の免許は、誰が取得すればよいか。

[答] 大学等の研究室において、学生又はインターン生の実習の際に麻薬を使用する場合には、その指導者が麻薬研究者の免許を取得すれば足りる。

研究室等において、主体的に事実上その研究を行う者にとっては、大学の教授、准教授、助教、講師及び助手等の別にかかわることなく個々に麻薬研究者の免許が必要です。しかし、麻薬研究者の具体的指導に従って業務を行う補助者は、麻薬研究者免許取得の必要はありません。(昭和39年12月1日薬麻第420号麻薬第一課長通知)

[問－2] 譲受証に押印する印は、研究施設設置者が法人の場合、法人の代表者印でなければならないか。

[答] 研究施設の開設者が法人の場合、麻薬譲受証には、法人の代表者印又は研究施設の施設長等の公印を押印してください。

これらの印に代えて、麻薬専用印を作成し、それを用いても差し支えありません。

(P12「IV譲受譲渡関係 2麻薬譲受証・麻薬譲渡証」参照)

[問－3] モルヒネ塩酸塩水和物原末3gを誤って床に落とし、飛散させてしまった。急いで回収したが、秤量した結果2.9gであった。この場合、どのような手続きが必要か。

[答] 回収できた分については、汚染されているため使用できないことから、麻薬廃棄届を提出後、保健所職員の立会いのもと、廃棄することとなります。回収できなかった理論値分は、別途、「麻薬事故届」により、速やかに北海道知事に届出しなければなりません。(法第29条、法第35条)

[問－4] 麻薬研究施設が北海道内で移転することとなったので、どのような手続きを行えばいいか。

[答] 麻薬研究者免許は、麻薬研究者免許証記載事項変更届が必要になります。

また、移転前の麻薬研究施設は、廃止のため、「免許失効による所有麻薬届」を北海道知事あて届出するとともに、所有する麻薬を移転先に譲渡する場合は、「免許失効による麻薬譲渡届」を北海道知事あて届出しなければなりません。

[問－5] 北海道内のある麻薬研究施設において、麻薬研究者Aが業務を廃止するため、研究者Bが、業務を引き継ぐことになりました。所有している麻薬を引き継ぐ場合、どのような手続きが必要か。

[答]

(1) 麻薬研究施設の設置者の変更がなく、研究者Aが業務を廃止した日の翌日から研究者Bが業務を開始する場合

麻薬研究施設において、麻薬研究者が麻薬研究に従事しない日が生じないため、麻薬研究施設が“麻薬研究施設でなくなったとき（法第36条）”には該当しません。必要な手続きは、次のとおりです。

①研究者Aの業務廃止日から15日以内に「麻薬研究者業務廃止届」を提出

※ 「免許失効による所有麻薬届」及び「免許失効による麻薬譲渡届」は不要ですが、お互いの麻薬受払簿に引継ぎの記録を残してください。

※ 麻薬譲受証・麻薬譲渡証の交換は不要です。

※ 麻薬研究者免許申請に係る免許証の交付には、時間を要する場合がありますので、業務を引き継ぐと決まった際に、研究者Bが麻薬研究者免許を取得していない場合は、余裕を持って免許申請してください。

(2) 麻薬研究施設の設置者の変更がなく、研究者Aの業務廃止日と研究者Bの免許の有効期間の始期が連続しない場合

麻薬研究施設において、麻薬研究者が麻薬研究に従事しない日が生じるため、麻薬研究施設が“麻薬研究施設でなくなったとき（法第36条）”に該当します。必要な手続きは、次のとおりです。

①研究者Aの業務廃止日から15日以内に「麻薬研究者業務廃止届」を提出

②研究者Aの業務廃止日から15日以内に「免許失効による所有麻薬届」を提出

③研究者Aの業務廃止日から50日以内に、研究者Bに麻薬の管理を移し、移した日から15日以内に「免許失効による麻薬譲渡届」を提出

※ 麻薬研究施設でなくなってから50日間しか麻薬を所持することができません。その後は不法所持となる恐れがありますので、50日以内に麻薬を譲渡するか、麻薬廃棄届により廃棄（P14「V取扱関係 3麻薬の廃棄」参照）してください。

※ 麻薬譲受証・麻薬譲渡証の交換は不要です。

※ 麻薬研究施設の設置者の変更がある場合、研究者Aが業務を廃止した日の翌日から研究者Bが業務を開始する場合であっても、(2)の対応が必要になります。

[問－6] 麻薬研究者である自らが所属する研究室が廃止となったため、麻薬を含む当研究室の試薬や備品を、道外の大学研究室に勤務する友人に譲渡してもよいか。

[答] 麻薬研究施設を廃止した場合には、廃止後 50 日以内に限り、当該麻薬研究施設で所有していた麻薬を、北海道内の麻薬業務所（※）の開設者又は設置者に譲渡することができます。道外の麻薬研究施設には譲渡することはできません。

なお、北海道内であっても、麻薬研究施設ではない研究施設に、譲渡することはできません。

※ 麻薬業務所：麻薬営業者（麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者、麻薬元卸売業者、麻薬卸売業者、麻薬小売業者）、麻薬診療施設又は麻薬研究施設

VIII 記 載 例

北海道収入証紙を貼付すること。

麻薬 研究者免許申請書

研究施設の正確な施設名、施設所在地を記載すること。

麻薬業務所	所在地	札幌市中央区北3条西6丁目		
	名称	北海道庁大学医務薬務研究所		
麻薬施用者又は麻薬研究者にあっては、従として診療又は研究に従事する麻薬診療施設又は麻薬研究施設	所在地	該当がある場合は、記載すること。		
	名称	空欄とすること。		空欄とすること。
許可又は免許の番号		第	号	許可又は免許の年月日 () 年 月 日
含む。その業務を行う役員を申請者（法人にあっては、その業務を行う役員を）の欠格条項	法第51条第1項の規(1)定により免許を取り消されたこと。	該当なし		
	(2) 罰金以上の刑に処せられたこと。	該当なし		
	(3) 医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。	該当なし		
備考		<input checked="" type="radio"/> 医 <input type="radio"/> 歯 <input type="radio"/> 獣 <input type="radio"/> 薬		
上記のとおり、免許を受けたいので申請します。 令和 ● 年 ● 月 ● 日				
住所		研究者本人の自宅住所を記載すること。 札幌市中央区北●条西●丁目●—● 北海道庁マンション●●●号室		
氏名（法人にあっては、名称）		北海 太郎		
北海道知事 様				

連絡先：電話 011-●●●-●●●● 担当者 北海 太郎

診 断 書

氏 名	北 海 太 郎
生年月日	<div style="display: inline-block; border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; text-align: center;"> 大 正 昭 和 平 成 </div> 40 年 4 月 1 日

上記の者について、次のとおり診断します。

1 精神機能

精神機能の障害

明らかに該当しない

専門家による判断が必要

診断名等：

2 麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒

なし

あり

診断年月日	令和●年●月●日
-------	----------

医 師	病院、診療所及び介護老人保健施設等	名 称	医療法人北海道庁会 札幌クリニック
		所 在 地	札幌市中央区北●条西●丁目 1 - 2 - 3 電話番号 (011) 231-4111
		氏 名	空知 一郎

(診断書を作成する上での留意事項)

- 1 診断に当たっては、必要事項を記載するとともに、該当する欄の□にチェック (✓) をしてください。
- 2 精神機能の「専門家による判断が必要」の欄の診断については、精神機能の障害がある場合にチェック (✓) をしてください。
 なお、この場合は、診断名及び現に受けている治療の内容及び現在の状況等を具体的に記入してください。(詳細については、別紙記載も可)
- 3 「専門家による判断が必要」の欄にチェック (✓) をした場合は、麻薬関係業務を適正に遂行する能力の有無についての判断が必要になるので、この診断書のほかに、専門家による判断がなされた書類の添付が必要となる場合があります。
- 4 この診断書における「専門家」については、精神機能の障害に精通した者としてします。

研究同意書

氏 名：北海 太郎

生年月日：昭和 40 年 4 月 1 日

上記の者が 北海道庁大学医務薬務研究所 において、
研究計画書のとおり研究を行うことに同意する。

令和●●年●●月●●日

北海道庁大学医務薬務研究所 所長 渡島 三郎

北海道収入証紙を貼付すること。

麻薬 研究者免許証記載事項変更届

免許証番号		第●●●●号	免許日	令和●年●月●日
変更すべき事項		麻薬業務所の名称		
変更	麻薬業務所	所在地	札幌市中央区北3条西6丁目	
		名称	北海道庁大学医務薬務研究所	
	住所 <small>（法人にあっては、主たる事務所の所在地）</small>	札幌市中央区北●条西●丁目●—● 北海道庁マンション●●●●号室		
	氏名 <small>（法人にあっては、名称）</small>	北海 太郎		
前	従たる施設	所在地	なし	
		名称	なし	
変更	麻薬業務所	所在地	札幌市中央区北3条西6丁目	
		名称	北海道庁大学保健福祉研究センター	
	住所 <small>（法人にあっては、主たる事務所の所在地）</small>	札幌市中央区北●条西●丁目●—● 北海道庁マンション●●●●号室		
	氏名 <small>（法人にあっては、名称）</small>	北海 太郎		
後	従たる施設	所在地	なし	
		名称	なし	
変更の事由及びその年月日		大学組織改編のため		令和●年●月●日
<p>上記のとおり、免許証の記載事項に変更を生じたので免許証を添えて届け出ます。</p> <p>令和●年●月●日</p> <p style="text-align: right;">研究者本人の自宅住所を記載すること。</p> <p>住所<small>（法人にあっては、主たる事務所の所在地）</small> 札幌市中央区北●条西●丁目●—● 北海道庁マンション●●●●号室</p> <p>氏名<small>（法人にあっては、名称）</small> 北海 太郎</p> <p>北海道知事 様</p>				

別記第6号様式（第6条関係）

北海道収入証紙を貼付すること。

免許証の紛失により、免許証番号及び免許年月日が不明な場合は、空欄とすること。

麻薬 研究者免許証再交付申請書

免許証の番号		第●●●●号	免許年月日	令和●年●月●日
麻薬業務所	所在地	札幌市中央区北3条西6丁目		
	名称	北海道庁大学医務薬務研究所		
氏名		北海 太郎		
再交付の事由及びその年月日		研究室を整理していた際、誤って廃棄してしまったものと思われる。 令和●年●月●日		
上記のとおり、免許証の再交付を申請します。 令和●年●月●日				
住所		<small>（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</small> 札幌市中央区北●条西●丁目●—● 北海道庁マンション●●●●号室		
氏名		<small>（法人にあつては、名称）</small> 北海 太郎		
北海道知事 様				

免許有効期間の開始日を記載すること。

研究者本人の自宅住所を記載すること。

連絡先： 電話 011-●●●-●●●● 担当者 北海 太郎

麻薬 研究者業務廃止届

免許証の番号		第●●●●号	免許 年 月 日	令和●年●月●日
麻薬業務所	所在地	札幌市中央区北3条西6丁目		
	名称	北海道庁大学医務薬務研究所		
氏名		北海 太郎		
業務（研究）廃止の事由 及びその年月日		道外に転出するため。 令和●年●月●日		
<p>上記のとおり、業務（研究）を廃止したので免許証を添えて届け出ます。</p> <p>令和●年●月●日</p> <p style="text-align: right;">研究者本人の自宅住所を記載すること。</p> <p>住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 札幌市中央区北●条西●丁目●—● 北海道庁マンション●●●●号室</p> <p>届出義務者続柄</p> <p>氏名（法人にあつては、名称） 北海 太郎</p> <p>北海道知事 様</p>				

連絡先： 電話 011-●●●-●●●● 担当者 北海 太郎

麻薬 研究者免許証返納届

免許証の番号		第●●●●号	免許日 年 月 日	令和●年●月●日
麻薬業務所	所在地	札幌市中央区北3条西6丁目		
	名称	北海道庁大学医務薬務研究所		
氏名		北海 太郎		
免許証返納の事由及びその年月日		亡失していた免許証を発見したため。 令和●年●月●日		
<p>上記のとおり、免許証を返納したいので届け出ます。</p> <p>令和●年●月●日</p> <p style="text-align: right;">研究者本人の自宅住所を記載すること。</p> <p>住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 札幌市中央区北●条西●丁目●—● 北海道庁マンション●●●●号室</p> <p>氏名（法人にあつては、名称） 北海 太郎</p> <p>北海道知事 様</p>				

連絡先： 電話 011-●●●-●●●● 担当者 北海 太郎

免許失効による所有麻薬届

令和●年●月●日

北海道知事 様

麻薬研究施設設置者が届出者となる。

届出義務者 氏名 **北海道庁大学**
医務薬務研究所 所長 **渡島 三郎**

次のとおり免許失効による所有麻薬について届け出ます。

免許種別		免許 番号		免許 年月日	令和●年●月●日
業務所所在地及び 名称又は氏名	札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁大学医務薬務研究所				免許有効期間の開始日を記載 すること。
免許失効の事由 及びその年月日	北海道庁大学医務薬務研究所が移転したため。 令和●年●月●日				
麻薬を管理して いた者の氏名等	免許 種別	麻薬研究者	免許 番号	第●●●●●号	氏名 北海 太郎
所有麻薬の 品名及び数量	モルヒネ塩酸塩水和物原末 5g				
所有麻薬の 措置及び方法	札幌市東区北3条西6丁目 北海道庁大学麻薬研究所へ譲渡予定				

連絡先： 電話 011-●●●-●●●● 担当者 北海 太郎

免許失効による麻薬譲渡届

令和●年●月●日

北海道知事 様

麻薬研究施設設置者が届出者となる。

届出義務者 氏名 **北海道庁大学**
医務薬務研究所 所長 渡島 三郎

免許失効による麻薬の譲渡について、別紙受領書の写しを添えて、届け出ます。

免許有効期間の開始日を記載すること。

免許種別		免許年月日	令和●年●月●日	
免許番号		業務廃止日 の年月日	令和●年●月●日	
施設の麻薬を 管理していた者	免許種別 麻薬研究者	免許番号 第●●●●●号	氏名	北海 太郎
業務所所在地 及び名称又は氏名	札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁大学医務薬務研究所			
譲渡した麻薬の 品名及び数量	モルヒネ塩酸塩水和物原末 5g			
譲 渡 先	免許種別		免許番号	免許年月日 令和●年●月●日
	施設の麻薬を 管理している者	免許種別 麻薬研究者	免許番号 第●●●●●号	氏名 北海 太郎
	業務所所在地 及び名称又は氏名	札幌市東区北3条西6丁目 北海道庁大学麻薬研究所		
譲渡の理由	北海道庁大学医務薬務研究所が移転したため。			

連絡先： 電話 011-●●●-●●●● 担当者 北海 太郎

領 収 書

令和●●年●●月●●日

北海道庁大学医務薬務研究所
所長 渡島 三郎 様

住所：札幌市東区北 3 条西 6 丁目
氏名：北海道庁大学麻薬研究所
所長 渡島 三郎

次の麻薬を正に受領しました。

記

モルヒネ塩酸塩水和物原末 5 g

麻 薬 廃 棄 届

免許証の番号	第●●●●号	免許年月日	令和●年●月●日
免許の種類	麻薬研究者	氏名	北海 太郎
麻 薬 業 務 所	所在地	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目	
	名称	北海道庁大学医務薬務研究所	
廃棄しようとする 麻 薬	品 名	数 量	
	ケタラル静注用 50mg	2A	
年月日は空白の状態、提出してください。			
廃棄の年月日	令和 年 月 日		
廃棄の場所	北海道庁大学医務薬務研究所 実験室		
廃棄の方法	下水に放流		
廃棄の理由	今後、使用予定がないため。 (廃棄後、麻薬研究者業務廃止届を届出予定)		
<p>上記のとおり、麻薬を廃棄したいので届け出ます。</p> <p>令和●年●月●日</p> <p style="margin-left: 100px;">住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目</p> <p style="margin-left: 100px;">届出義務者続柄</p> <p style="margin-left: 100px;">氏名 (法人にあつては、名称) 北海道庁大学 医務薬務研究所 所長 渡島 三郎</p> <p>北 海 道 知 事 様</p>			

連絡先： 電話 011-●●●-●●●● 担当者 北海 太郎

麻 薬 事 故 届

免 許 証 の 番 号	第●●●●号	免 許 年 月 日	令和●年●月●日
免 許 の 種 類	麻薬研究者		
麻薬業務所	所在地	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目	
	名 称	北海道庁大学医務薬務研究所	
事故が生じた麻薬	品 名	数 量	
	ケタラール静注用 50mg	2A	
事故発生の状況 (事故発生年月日 場所、事故の種類)	<p>いつ、どこで、誰が、誰と、誰の指示により、何の目的で、何を、いくら、どうしようとしたとき、どうなったか記載してください。</p> <p>再発防止策も記載してください。</p> <p>記入欄が不足している場合は、別紙に記載してください。</p>		
<p>上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。</p> <p>令和●年●月●日</p> <p style="text-align: right;">住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 札幌市中央区北●条西●丁目●—● 北海道庁マンション●●●号室</p> <p style="text-align: right;">氏名 (法人にあつては、名称) 北海 太郎</p> <p style="text-align: left;">北 海 道 知 事 様</p>			

連絡先： 電話 011-●●●-●●●● 担当者 北海 太郎

令和△年分麻薬年間受渡届

北海道知事 様
令和△年△月△日

麻薬業務所
所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

免許番号 第●●●●●号
麻薬業務
の種類 麻薬研究者

《単位》
g、A(アンプル)、mL、V(バイアル)などを
記載してください。

名称 北海道庁大学医務薬務研究所
氏名 北海 太郎

品名	期始在庫		譲受		譲渡		期末在庫		備考
	単位	総数量	単位	総数量	単位	総数量	単位	総数量	
塩酸モルヒネ末	g	1.500g	g	0g	g	0.045g	g	1.454g	※注5 0.001g秤量誤差
コデインリン酸塩水和物	g	8g	g	25g	g	20g	g	13g	20gは10倍散予製剤
コデインリン酸塩散10%	g	37.5g		※注6	g	150.2g	g	87.3g	
ケタラール静注用200mg	20mL	※注7 3V	20mL	10V	20mL	11V	20mL	2V	10VはmL口座へ移動
ケタラール静注用200mg				※注6	mL	21mL	mL	179mL	
弱ペチロルファン注射液	mL	12A	mL	50A	mL	43A	mL	19A	※注4 令和○年○月○日届出により2A廃棄 令和○年○月○日1A事故届

連絡先: 電話 011-●●●-●●●● 担当 北海 太郎

- 注1 管理する麻薬がなかった場合でも、「在庫なし」として届出する必要があります。
- 注2 同じ品名でも、規格(濃度、容量、剤形等)が異なれば、別品目として記載してください。
- 注3 作成に当たり、必ず麻薬受払簿と麻薬の受入、払出並びに実在庫が一致していることを確認してください。
- 注4 「麻薬廃棄届」により廃棄した際及び「麻薬事故届」を届出した際の記載の方法です。
- 注5 秤量誤差により訂正を行った場合は、「譲渡」欄に記載せず、訂正後の数量を「期末在庫」欄に、誤差の数量と秤量誤差の旨を「備考」欄に記入してください。
- 注6 予製した自家製剤については、「譲受」欄への記入は不要です。(ケタラール静注用等、他剤型についても同様)
- 注7 バイアルごとに払い出して施用した場合にはV(バイアル)単位で記載し、分注して施用した場合はmLに換算して記載してください。